

議第44号

文教・警察常任委員会資料
平成26年（2014年）3月11日
教育委員会事務局教育総務課

滋賀県立高等学校の授業料等の特例に関する条例を廃止する条例案要綱

1 廃止の理由

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）の一部改正により、平成26年4月1日以後に県立の高等学校に入学する生徒に係る授業料および通信教育受講料の不徴収制度が廃止されることに伴い、滋賀県立高等学校の授業料等の特例に関する条例（平成22年滋賀県条例第17号）を廃止しようとするものです。

2 概要

(1) 滋賀県立高等学校の授業料等の特例に関する条例を廃止することとします。

(2) その他

ア この条例は、平成26年4月1日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。